

平成26年度 東京都立白鷗高等学校・附属中学校 いじめ防止基本方針

26白鷗高第672号

平成26年10月24日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりを推進する。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた生徒の行動を促す。
- (3) 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上と、組織的対応力を高める。
- (4) 保護者、地域、関係機関と連携した取り組みを強化する。

2 学校及び教職員の責務

本校の教職員は、保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止等に関する措置を実効的に行う。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止及び早期発見
- いじめ問題発生時の確認と解決
- 教職員への研修

ウ 会議

各学期に1回以上、定期的を開催する。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応の充実を図る。

イ 所掌事項

- 問題行動の未然防止
- 問題行動への効果的な対応
- 学校いじめ対策委員会への支援

ウ 会議

各学期に1回以上、定期的に開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、分掌主任、保護者代表、鷗友会代表、後援会代表、地域住民代表、警察関係者、有識者

4 段階に応じた具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

ア 集会やホームルーム等での指導を通じて、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成する。

イ 道徳教育及び人権教育の充実、体験活動などの推進等により、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

エ 部活動や特別活動を通して望ましい人間関係を形成し、帰属意識や連帯感を深める取り組みを推進する。

オ セーフティ教室等、生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。

カ 校内研修の充実により、教職員の資質を向上させる。

(2) 早期発見のための取り組み

ア 年に1回以上、いじめに関するアンケートを実施することで、早期のいじめの実態把握や、いじめを訴えやすい体制を整備する。

イ 学期に1回程度、担任は生徒との面談を行う。

ウ 第1学年生徒を対象として、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

エ 相談室、保健室等の利用を周知する。

オ 教職員全体によるいじめに関する情報共有を図る。

(3) 早期対応のための取り組み

ア 学校いじめ対策委員会が、収集された情報に基づき、被害生徒の安全確保のための対応方針を迅速に策定し、学校全体で共有して取り組む。

イ 被害生徒、いじめを伝えた生徒の安全確保を徹底するとともに、心理的ストレスを軽減するため、スクールカウンセラー等を活用し、生徒やその保護者の心のケアを行う。

ウ 加害生徒に対して、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした態度による指導を徹底する。

エ いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるように指導する。

オ 犯罪行為などが疑われる場合には、警察署や児童相談所等に相談し、適切な対応策をとる。

(4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や、情報共有の徹底を図る。
- イ 被害生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーと協力して心理的なケアを行う。
- ウ 加害生徒には毅然とした態度で対応し、いじめを絶対に繰り返さない指導を徹底する。
- エ いじめ対策緊急保護者会を開催し、保護者に対して正確な情報と学校の対応を周知する。
- オ 状況に応じて、警察や児童相談所等の外部関係機関や専門家等との連携を図る。

5 教職員研修計画

いじめ防止対策推進法等で示されている取り組みについての校内研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

保護者会を積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針や日頃からの学校の取り組み姿勢について保護者に説明し理解を得る。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) スクールサポーターの来校等の機会を通じて、警察署関係者と定期的に情報交換を行い、校内外でのいじめの防止に取り組む。
- (2) 学校運営連絡協議会を通じて、地域及び関係機関や団体等との連携を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止に関連する学校評価アンケートの項目を設け、分析結果を全教職員で共有する。
- (2) いじめ防止に関連する学校評価アンケートや、いじめに関するアンケートの結果を踏まえ、学校いじめ対策委員会において、本基本方針に基づく取り組みの改善を検討する。